

## 不景気に負けない！ マネー力チェック〜生活編〜

今回は不景気に負けない！生活編です。不況の時期だからこそ知識武装することが節約や基礎知識を身につけるチャンスです！今回もクイズ形式でご紹介します。

【問1】クーリングオフが利用できるのはどちらでしょうか？

- A** 訪問販売で購入した化粧品一式  
**B** デパートで購入したハイヒール

答えはAです。デパートでの返品はレシートを持って行けばできますが、これはただの返品です。クーリングオフというのは訪問や電話で商品をすすめられ、なんとなくのせられて買ってしまつた商品やサービスを8日以内であれば無条件に解除できるという消費者保護の立場にたつた法律です。ちなみにインターネットなどの通信販売はクーリングオフの対象にはなりません。自分でじっくり考えてから買っているから、だそうです。最近では消費者保護にたつた法律も増えて

きましたし、変更も多いですので情報を得ることが皆さんの身を守ることにつながると思います。

【問2】30代女性(月収25万)が病気で10日間入院し、病院から25万円の請求を受けました。最終的に女性が支払う自己負担額はいくらかでしょうか？

- A** おおよそ15万円程度  
**B** おおよそ8万円程度

答えはBです。ここでは健康保険の高額療養費制度についてふれてみました。みなさんは会社、または個人で健康保険に加入していると思いますが、現役世代は3割負担ということをご存知だと思います。ですが入院や手術をして高額な支払いになった場合は、払い戻しの制度があることをご存知でしょうか？この場合25万円から個室のベット代や食事代を差し引いて、治療にかかったお金がおおよそ8万円を超えた場合には払い戻しが受け

られます。この制度を知らずに不安感からたくさんの保険に入る方もいますが、健康保険はただではありませんので、しっかりと内容を把握して、不足分だけ民間の保険で加入することをおすすめします。

### 旬ネタウオッチ

政権が変わり、私たちが待ち望んでいた子ども手当と高校無償化が現実味を帯びてきました。三人の子どもがいる母の立場からすると大賛成なのですが、ファイナンシャルプランナーの立場からするとその財源はどこからくるのかしら？と感じておりました。

今のところ、財源はないので皆さんからもう少し税金をいただいて…ということになりそうです。それは「特定扶養控除」を縮小、「一般の扶養控除は廃止」ということで税収を図るようです。所得控除とは、額面の給料(社会保険十所得控除)×税率で所得税を計算して支払っていますが、差し引いてもらえない所得控除がなくなる、または減るといことです。イコール税金が上がるということです。残念ながら子ども手当や高校の無償化は自分たちの所得に入る前に国が徴収

して分配するだけのような感じを受けました。

国の方針としては所得控除の見直し①16〜22歳の子どもがいる家庭は子ども一人あたり63万円の枠を縮小②扶養家族がいる家庭一人あたり38万円の廃止とし、その代わりに各家庭への支援策として、「高校の授業料無償化」(中学卒業までの子ども一人あたり月2万6千円(初年度は半額)の手当を支給すること)を検討しています。今後の動きに注目していきたいですね。

### ナビゲーター

ファイナンシャルプランナー 伊藤 由美子 豊橋市在住



ファイナンシャルプランナーとして、住宅ローン、相続、保険の見直しを中心に相談業務を行う。また、カルチャースクールにてマネースクールを開講。女性向けに投資信託や株についてわかりやすくレクチャーし、好評を博す。現在、FM豊橋パーソナリティとして「やしの実イブニングトレン」(PM5〜9時 ON AIR中)を担当。HPは【FP伊藤由美子】で検索！  
どすこいブログ「由美ねえのお金のひみつ」開設  
日本ファイナンシャルプランナーズ協会所属